

【新設】(定款の定めにより1月間の提出期限の延長を受けることができる法人)

17-1-4の2 法第75条の2第1項《確定申告書の提出期限の延長の特例》の規定により法第74条第1項《確定申告》の規定による申告書の提出期限について1月間の延長を受けることができる法人には、例えば、次のような定款の定めをしている法人が該当する。ただし、事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日までの間に定時株主総会が招集される法人は該当しない。

(1) 定時株主総会の招集時期を事業年度終了の日の翌日から2月を経過した日以後である旨の定めをしている法人

(2) 定時株主総会の招集時期を事業年度終了の日の翌日から3月以内である旨の定めをしている法人

【解説】

1 平成29年度税制改正により、確定申告書の提出期限の延長の特例について見直しが行われ、改正前は、会計監査人の監査を受けなければならないこと等により決算が確定しないといった場合に確定申告書の提出期限の延長が認められていたものが、改正後は、法人の定款、寄附行為、規則、規約その他これらに準ずるもの（以下「定款等」という。）の定めにより、又は法人に特別の事情があることにより、その事業年度以後の各事業年度終了の日の翌日から2月以内にその各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合にその延長が認められることとされた（法75の2①）。この場合、税務署長は、法人の申請に基づき、各事業年度の確定申告書の提出期限を1月間（所定の場合にあっては、税務署長が指定する月数の期間）延長することができることとされた。

2 そこで、本通達では、どのような定款等の定めをしている法人が確定申告書の提出期限の1月間の延長を受けることができるかを、例示により明らかにしている。

本通達の(1)のように、法人の定款に定時株主総会の招集時期を事業年度終了の日の翌日から2月を経過した日以後である旨の定めがある場合は、この点が明らかであるといえよう。

また、現行実務では、本通達の(2)のように、定款において定時株主総会の招集時期を事業年度終了の日の翌日から3月以内とする定め方がある。このような定め方をしている法人にあっては、一般的に、定時株主総会の準備に2月以上を要するなど、事業年度終了の日の翌日から2月以内に定時総会が招集されていないことが実情であると考えられることから、提出期限の延長が認められる。

一方で、定款にこのような定めがあったとしても、実際には、事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日までの間に定時株主総会を招集している法人は、2月以内に定時株主総会が招集されない常況にあるとは認められないため提出期限の延長は認められないこととなる。本通達のただし書きでは、このことを念のため明らかにしている。

4 連結納税制度においても、同様の通達（連基通20-1-4の2）を定めている。